

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (集落地域整備法に基づく交換分合)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税) (法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税: 外) (国税) (住民税: 外 (自動連動)) (地方税)
3	内容		《内容》 集落地域整備法 (以下「集落法」という。) 第11条第1項に基づいて、市町村が農用区域内の農地を確保するため特定の交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置。
			《関係条項》 ・租税特別措置法 旧第65条の10 (令和4年3月31日まで) 旧第68条の81 (令和4年3月31日まで)
4	担当部局		農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年4月~8月 分析対象期間: 平成29年度~令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和63年度 集落法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設 令和4年度 特例を廃止
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用区域内農地面積 (令和12年時点で397万ha)」であり、令和3年の目標値については、基準年 (令和元年時点で400.2万ha) から目標年 (令和12年) までの期間 (11年間) に毎年均等で減少することとして算定し、399.6万haとしている。 なお、農林水産大臣は、法第3条の3に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農用地等の確保等に関する基本方針」を変更することとなり、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に

		<p>関する基本方針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を平成 37 年（令和 7 年）の 403 万 ha から令和 12 年の 397 万 ha に見直したため、当該達成目標についても見直しを行った。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）</p> <p>第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>（3）担い手等への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>② 荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。あわせて、有効かつ持続的に荒廃農地対策を戦略的に進めるため、農地の状況把握を効率的に行うための手法の検討のほか、荒廃農地の発生要因や地域、解消状況を詳細に調査・分析するとともに、有機農業や放牧・飼料生産など多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みの在り方について「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総合的に検討し、必要な施策を実施する（令和 4 年 4 月 1 日取りまとめ）。また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。</p> <p>○集落地域整備法（昭和62年法律第63号）</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この法律は、土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

[中目標]

2 農業の持続的な発展

[政策分野]

⑦ 担い手への農地集積・集約化と農地の確保

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

本措置の達成目標として、「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日農林水産大臣策定）に掲げた令和12年の農用地区域内農地面積 397 万 ha の確保に寄与。

令和3年の農用地区域内農地面積の目標については、基準年（令和元年時点で 400.2 万 ha）から目標年（令和12年）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして算定し、399.6 万 ha としている。

農林水産大臣は、農振法第3条の3に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更することとなっており、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を見直したため、当該達成目標について見直しを行った。

前回の事後評価（平成29年）における当該達成目標は平成37年（令和7年）時点で 403 万 ha であったが、令和2年の見直しにより、今回の事後評価における当該達成目標は令和12年時点で 397 万 ha とした。

【農用地区域内農地面積】

単位：ha

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
目標	404.5	404.3	404.1	399.9	399.6

	令和 6年	令和 12年
目標	398.7	397

※ 平成29年～令和元年の目標値は、旧の農用地等の確保等に関する基本方針」（平成27年12月24日農林水産大臣策定）に即したものの。令和2年以降の目標値は現行の「農用地等の確保等に関する基本方針」（令和2年12月8日農林水産大臣策定）に即したものとなる。

※ 令和2年から新基本方針に基づく面積目標を適用。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、集落地域整備法第11条の交換分合を行う場合において、土地所有者が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置である。これにより特定の交換分合に取り組むインセンティブが働き、交換分合が促進されることにより、担い手への農地の集積・集約化等の土地の農業上の効率的な利用の確保、農用地区域内農地の確保に寄与するものである。</p> <p>※ 特定の交換分合</p> <p>集落地域整備法第7条に規定する集落農業振興地域整備計画の区域内の農用地の保全及び利用に関する協定区域又は協定予定区域内において、当該区域内の土地利用の方向と土地所有者の土地利用希望が異なる場合に、市町村が主導して交換分合を行うことができる。</p>												
9 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1" data-bbox="592 943 1401 1111"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ 適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。</p> <p>本特例措置は、分析対象期間に行われた交換分合が土地改良事業に伴うものばかりだったことから、分析対象期間中の適用実績はないが、市町村の発意による交換分合を後押しすることにより、秩序ある土地利用の形成を図ることを可能としており、結果として農用地区域内農地の確保にもつながっている。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	適用数	0	0	0	0	0
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)									
適用数	0	0	0	0	0									

②: 適用額

【適用額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。

本特例の適応はなかったため、適応額の発生はない。

③: 減収額

【減収額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	平成 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の減収額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。

本特例の適応はなかったため、適応額の発生はない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

農用地区域内農地面積の確保面積 [実績]

単位：万 ha、%

	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
目標	404.5	404.3	404.1	399.9	399.6
実績	401.8	400.9	404.2	399.6	399.1
達成率	99.3	99.2	100.0	99.9	99.9

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 平成 29 年～令和元年の目標値は、旧の農用地等の確保等に関する基本方針」（平成 27 年 12 月 24 日農林水産大臣策定）に即したものの。令和 2 年以降の目標値は現行の「農用地等の確保等に関する基本方針」（令和 2 年 12 月 8 日農林水産大臣策定）に即したものとなる。

※ 令和 3 年の実績値及び達成率は暫定値。

分析対象期間における農用地区域内農地面積の確保状況については、調査中の令和 3 年を除き、目標を達成している。本特例措置の活用も図りながら本措置の達成目標である令和 12 年の農用地区域内農地面積 397 万 ha の確保の目標の達成を目指す。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置は、集落地域整備法第 11 条の交換分合を行う場合において、土地所有者が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置である。これにより特定の交換分合に取り組むインセンティブが働き、交換分合が促進されることにより、担い手への農地の集積・集約化等の土地の農業上の効率的な利用の確保、農用地区域内農地の確保に寄与するものである。

⑤ 税収減を是認する理由等

農地は農業生産の基盤であり、国民への食料の安定供給及び食料自給率向上の観点から、適切に確保していく必要がある。

本措置は、租税特別措置により特定の交換分合を促進し、優良農地である農用地区域内農地を確保するものであり、国民への食料の安定供給及び食料自給率向上に資するものであることから、税収減を是認する効果がある。

今回の分析対象期間中においては実績がなかったところであるが、農用地区域内農地を確保するための重要な手段であると考えている。

10 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本措置は、農地の所有権移転を促進、支援するための措置であり、土地の所有者にインセンティブを与える手法としては租税特別措置が一般的であると考えられ、仮に補助事業で措置することとした場合、土地の売買代金を補助金で支援するなどの

		手法が考えられるが、土地の取得に係る経費を補助するような事業は想定し難いことから、租税特別措置によることが妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、市町村の発意による交換分合計画の策定を後押しし、市町村の農用地区域内の農地の確保につながるものであることから、地方公共団体が協力するのは適当である。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	<p>本制度は、土地の権利調整を行う上で必要不可欠な手段として、これまで講じられていたものであるが、</p> <p>① 集落農業振興地域整備計画を策定した地域では、既に農用地保全利用協定等を通じて、周辺の居住環境と調和のとれた良好な土地利用が実現されており、その目的は果たされていること、</p> <p>② 本法の活用は16地域と少なく、10年前から新たな地域での活用実績は認められないことから、今後、当該制度を活用する見込みは極めて低く、本特例がなくとも問題はないと考えられたことから、令和3年度をもって廃止した。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年4月～8月